

## 特記仕様書

(運用範囲等)

第1条 本特記仕様書は旧玉名地域保健医療センター解体工事に適用する。

- (1) 工事の施工にあたっては、本特記仕様書、関係設計書及び図面等の定めるところによる他、「建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編・機械設備工事編・電気設備工事編）」によるものとし、加えて関係法令や規則等を遵守しなければならない。

(工事内容)

第2条 工事内容等は、次のとおりとする。

- (1) 工事内容 旧玉名地域保健医療センター並びに敷地内建築物の解体及び外部工作物等の撤去・処分
- (2) 解体等処分範囲（図面・工事仕様書のとおり）  
※工事仕様書記載の数量は「参考数量」のため、設計変更の対象とはしない。  
※残存備品等の撤去については、工事費用に含めるものとする。  
※基礎等の地中工作物やその他地下埋設物等も解体処分の対象とする。ただし、基礎杭は対象外とし、基礎杭の埋設位置を測量し図示することとする。  
※上水道については、既設の水道メーターから2次側を撤去とする。  
※下水道については、公共枿から2次側を撤去とする。

(遵守事項)

第3条 受注者は、次の事項を遵守し、施工しなければならない。

- (1) 工事の着手前に、地元関係者（地元区長会長、地元区長、周辺住民、隣接地地権者）等に工事内容の説明や協力の依頼等の連絡調整をあらかじめ行わなければならない。
- (2) 工事の着手前に、解体等処分物件の形状、構造及び周囲の状況等を調査し、低振動及び低騒音型の機械器具等の選定を心掛けたうえで適応する施工方法を選定し、工事の施工にあたっては、周辺環境に悪影響を及ぼさないように十分に留意しなければならない。また、解体等処分物件に含有する有害物質については、関係法令や規則を遵守し適正に処分しなければならない。
- (3) 工事にあたり工事開始前と工事完了後の2回、必要とする近隣家屋調査を行うこと。  
調査項目は水準測量・傾斜測定・内外部の亀裂等損傷調査とし、報告書を提出すること。
- (4) 工事の施工にあたっては、技術者を適正に配置する等、「建設業法」等の関係法令や規則等を遵守しなければならない。
- (5) 工事の施工にあたっては、随時、発注者と打ち合わせを行い、密接な連絡を取りながら工程の円滑な進捗に努めなければならない。なお、工事の着手前に、工事区域に隣接の地上構造物に対する損害賠償責任を含む、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内45度内（崩壊角）も補償する地盤崩壊危険担保特約付の第三者賠償責任保険（縮小（約定）割合なし、免責額なしのもの）に加入すること。発注者、受注者相互間の交差賠償担保特約（BOTH-WAY）を付帯すること。作業対象物損壊担保特約を付帯すること。ただし、工事範囲周辺に発注者所有の工作物等があり付帯が必要と思われる場合のみとする。
- (6) 工事の施工にあたっては「騒音規制法」等の関係法令や規則等を遵守し、防音シートを使用する等、必要な措置を講じなければならない。
- (7) 工事の施工にあたっては「電波法」等の関係法令や規則等を遵守し、不法無線局を搭載した車両を使用してはならない。
- (8) 工事の施工に伴って粉塵が発生する恐れのある場合は、仮囲いや散水を行う等、必要な措置を講じなければならない。
- (9) 工事の施工にあたっては、安全管理要員を適正に配置し、工事に係る区域全般の巡視、点検及び連絡調整等を行い、近隣住民や通行人等に対する安全確保に努めなければならない。なお、工事の施工中において、道路の通行制限が必要な場合は、道路管理者の許可を受け、適正に掲示板等で周知したうえで、安全管理要員を配置しなければならない。
- (10) 工事に伴って必要となる官公庁等への届出等の手続きやその費用、工事用の電気や水道等の使用に係る手続きやその費用及び工事の施工中における工事場所の除雪等、施工のために必要となる措置に係る費用は、受注者の負担とする
- (11) 工事の施工にあたって、発注者以外の機関、または権利者等との連絡をとる必要がある場合には、あらかじめ発注者の承認を受け、その連絡結果については、必ず発注者に報告しなければならない。
- (12) 工事の施工中において、工事場所に立ち入る際には、常に身分証明書を携帯し、第三者の土地に立ち入る場合は、事前に同意を得るものとし、紛争が起こらないよう十分に留意しなければならない。

- (13) 工事の施工中において、国土交通省が「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」及び「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づいて指定した型式の建設機械を使用する等、建設現場における作業環境の改善や機械施工が大気環境に与える負荷の低減に努めなければならない。
- (14) 工事によって発生する廃材は、全て構外に搬出するものとし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「建設副産物適正処理推進要綱」等の関係法令や規則等を遵守したうえで、計画策定等の手続きやその費用も含め、受注者自らの責任において適正に処分及び再資源化しなければならない。
- (15) 工事の施工中において、「道路交通法」及び「道路法」等の関係法令や規則等を遵守し、過積載を防止しなければならない。

(工事着手時提出書類)

第4条 受注者は、工事の着手に際して、次の書類を作成し発注者へ提出しなければならない。

- (1) 工事着手届
- (2) 工事工程表(任意様式)
- (3) 現場代理人等届
- (4) 施工計画書(任意様式)
- (5) 建退共掛金収納届出書・退職金共済制度届出書
- (6) 施工体制台帳の写し等(下請け契約がある場合)
- (7) その他、必要な書類

(工事施工中提出書類)

第5条 受注者は、工事の施工中において、次の書類を作成し発注者へ提出しなければならない。

- (1) 履行報告書(毎月)
- (2) 工事打合せ簿(随時)
- (3) その他、必要な書類

(工事完了時提出書類)

第6条 受注者は、工事の完了後において、次の書類を作成し発注者へ提出しなければならない。

- (1) 工事完成届
- (2) 工事記録写真(着手前、施工中及び完了写真(カラー写真 各1枚以上))
- (3) 品質管理図書(廃棄物集計表・再生資源利用促進実施書・再生資源利用実施書・出来形管理図・検査報告書・下請検査報告書・地元関係機関へのお知らせ等)
- (4) 工事カルテ(提示)
- (5) 建退共証紙受払簿(提示)
- (6) 実施工程表・産業廃棄物処理伝票・過積載防止に取り組んでいる資料・安全訓練等の実施記録、KY実施記録・新規入場者教育実施記録・使用機械車両等の点検整備がなされ管理されていることを示す資料。(提示)
- (7) その他、必要な書類

(その他)

第7条 受注者は、本特記仕様書、関係図書及び図面等に定めのない事項が発生した場合、または工事の施工にあたり疑義が生じた場合には、その都度、発注者と協議するものとし、工事の変更については、発注者の指示についてのみ行う。